

対米外国投資委員会（CFIUS）および
2018年外国投資リスク審査現代化法
（FIRRMA）に関する報告書

2019年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所

はじめに

対米外国投資委員会（CFIUS）の権限を強化する外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）が2018年8月に成立した。法案施行日から最長18カ月以内に主な制度変更が順次実施されていく予定となっている。米国財務省は既に2018年11月から特定の産業分野を対象にしたFIRRMAのパイロットプログラムを実施中である。

FIRRMAによって、CFIUSが審査対象とする外国企業による投資案件の対象範囲が拡大するほか、パイロットプログラムでは、特定の取引の事前届け出が義務化されるなど、日本企業による対米投資への影響が懸念される。一方、簡易な事前申請制度（宣誓制度）の導入など、外国企業の申請負担が一部軽減されるとの期待もある。

本レポートは、現行CFIUSの制度や運用状況を解説すると共に、FIRRMAによる日本企業の留意点などを紹介することを目的とする。本レポートが米国投資を検討する日系企業関係者等の参考に資すれば幸いである。

なお、本レポートはワシントンDCに本拠を置くコビントン・バーリング法律事務所にて作成した。

2019年8月
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

禁無断転載

目次

I.	エグゼクティブ・サマリー.....	1
II.	歴史的背景.....	2
III.	CFIUS の管轄.....	4
	A. 審査対象取引に関する CFIUS の基本的な権限	4
	B. FIRRMA 後の CFIUS の管轄	7
	1. CFIUS の権限の拡大	7
	2. パイロットプログラム	8
IV.	CFIUS 手続きの概要	12
	A. 自主的届出	12
	B. 義務的申告	14
V.	国家安全保障の分析	15
	A. 分析の枠組み	15
	B. 軽減措置.....	16
VI.	CFIUS に届け出を行う際の考慮事項	20
	A. 日本からの投資への CFIUS の取り組み	20
	B. CFIUS 手続きを進める際の勧め.....	21
	別紙 1 : 米国大統領によって正式に阻止された取引一覧.....	23
	別紙 2 : パイロットプログラム対象の重要技術産業の NAIC コード一覧.....	28

I. エグゼクティブ・サマリー

1950年国防生産法（Defense Production Act of 1950）の第721条は、米国大統領に対して、外国企業による米国事業の買収を国家安全保障の観点から審査し、米国の国家安全保障の脅威となる恐れのある取引について、必要があれば阻止する権限を与えている。米国連邦議会および米国大統領は、かかる権限のほとんどを対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」という）に委任している。CFIUSは、複数の省庁によって構成される委員会であり、米国財務省がその委員長を務めている。CFIUSの他の議決権のある委員としては、国務省、国防省、商務省、司法省、国土安全保障省、エネルギー省、ホワイトハウスの科学技術政策局、および米国通商代表部が挙げられる。一方、議決権はないものの、職権上参加が認められている委員としては、労働省および国家情報長官が挙げられる。

加えて、財務省は、委員長として、CFIUSに係る大統領令（Executive Order）に基づき、その他の省庁・行政機関を特定の取引の審査の委員に加えることができる。また、一部のホワイトハウスの機関も必要に応じて取引の審査に参加できる。かかるホワイトハウスの機関には、行政管理予算局、経済諮問委員会、国家安全保障会議、国家経済会議、および国土安全保障会議が含まれる¹。

後述のとおり、CFIUSが1975年に大統領の諮問機関として設立後に制定された数々の新しい法律により、CFIUSの権限は拡大された。これらの拡大は概して、それぞれの法律成立時にあった特定の国からの投資に対する懸念を背景にしたものである。もっとも、米国の規制当局は、重要な国家安全保障上の利益と開かれた対米投資環境のバランスを維持しようと努めてきた。2018年8月に成立した外国投資リスク審査現代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act、以下「FIRRMA」という）では、CFIUSの手続きおよび枠組みについては今日においても変更が加えられており、規制当局は2020年2月までに同法の最終的な規則を公表する予定である。

FIRRMAは、CFIUSの歴史上最も重要な改革と広く認識されており、同法上、CFIUSは外国人（foreign person）による米国事業（U.S. business）の支配（control）をもたらす取引を審査する基本的な権限を維持しつつ、CFIUSの権限は実質的にも強化されている。例えば、歴史的にはCFIUSへの届け出は、当事者によって自主的に行われるものであったが、同法によりCFIUSは、特定の産業におけるセンシティブな米国事業に関わる一定の取引を義務的な届け出の対象とする権限を有する。CFIUSの国家安全保障に関する分析の枠組みは、FIRRMAの施行前と基本的には同じであるが、FIRRMA上、CFIUSの手続きおよび審査等の期間は変更されている。もっとも、CFIUSの手続きは十分な事前準備を行えば、依然として対応可能なものである。本稿は、米国への投資を検討している日本の投資家への助言も記載している。

本論に移る前に、本稿は法的な助言を構成するものではないことに留意されたい。特定の米国の法律がある取引に適用され得るかどうかは、当該取引の事実および状況に左右されるものであり、本稿に記載されているCFIUSの枠組みの要素は、全ての対米投資

¹ Exec. Order No. 13456, 73 Fed. Reg. 4677 (Jan. 25, 2008).

案件において適用されるものではなく、また大多数の対米投資案件においても、そもそも適用されない可能性がある点に留意されたい。本稿は、CFIUS の権限およびその審査手続きの概要を示しつつ、FIRRMA に基づく CFIUS 制度の最近および近い将来の変更に重点を置くことを目的としている。投資家は、米国での投資において、関連法律および規制上の要件等が特定され、それらへの対応がきちんとなされることを確実にするために、米国の弁護士から個別の法的アドバイスを受けることをお勧めする。

本稿の第 II 項は、CFIUS の歴史を説明しつつ、CFIUS の権限に関わる政治的背景に重点を置いている。第 III 項は、CFIUS の管轄（FIRRMA の施行後の管轄を含む）の概要を説明している。第 IV 項および第 V 項は、CFIUS に取引の届け出を行う際の手続きと CFIUS の管轄の及ぶ取引の審査が行われる際の分析の枠組みについて説明している。最後に、第 VI 項は、日本の投資家が CFIUS 手続きを進める際の留意点を記載している。

II. 歴史的背景

CFIUS は、ジェラルド・R・フォード大統領が発布した大統領令に基づき、1975 年に設立された²。石油輸出国機構（OPEC）の加盟国による対米投資の急増に対する懸念がある中、CFIUS は、連邦議会が対米外国投資に対する制限を設けることを思いとどまらせるためにも設立された³。フォード大統領は、CFIUS を大統領の諮問機関として設立し、CFIUS に対して、「対米外国投資の影響を監視し、対米外国投資に関わる米国の政策実施の調整・まとめ役となるよう」指示した⁴。

1980 年代に、ロックフェラーセンターやペブルビーチゴルフ場といった米国の象徴的な資産を日本企業が取得したこともあり、日本企業の対米投資の増加に対する懸念が、1988 年包括通商・競争力法（Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988）に盛り込まれたエクソン・フロリオ条項の改正（Exon-Florio Amendment）につながった⁵。1987 年、フェアチャイルド・セミコンダクター（Fairchild Semiconductor Co.）の富士通に対する売却の計画は、米軍の半導体の大手サプライヤーの支配権を日本が取得することになるとして、連邦議会および国防省内に重大な懸念を生み出した⁶。かかる懸念および国家安全保障に対する脅威となる外国投資への米国政府の対応権限に関するより一般的な懸念は、エクソン・フロリオ条項の改正のきっかけとなった。エクソン・フロリオ条項の改正に

² Exec. Order No. 11,858 (b), 40 Fed. Reg. 20,263 (May 7, 1975).

³ James K. Jackson, Cong. Research Serv., RL33388, The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) 1 (2018).

⁴ Exec. Order No. 11,858 (b), 40 Fed. Reg. 20,263 (May 7, 1975).

⁵ Jonathan Wakely & Andrew Indorf, *Managing National Security Risk in an Open Economy: Reforming the Committee on Foreign Investment in the United States*, 9 Harv. Nat'l Sec. L.J. 21 (2018), https://harvardnsj.org/wp-content/uploads/sites/13/2018/06/WakelyIndorf_CFIUS_05.28.18.pdf

⁶ Jackson, 前掲（注 3）, 4.

よって、CFIUS が対米外国投資案件を審査し、調査する権限が成文化され、また米国の国家安全保障の脅威となる取引を一時停止、または阻止する大統領の権限も成文化された⁷。

上記に続く CFIUS の権限の大きな改革は、2006 年にアラブ首長国連邦の国営港湾管理会社であるドバイ・ポーツ・ワールド社による米国の港湾運用事業の買収を CFIUS が承認した後に行われた⁸。ドバイ・ポーツ・ワールド社の競合他社が連邦議会において CFIUS の同取引承認について問題提起した結果⁹、連邦議会の一部議員から CFIUS に対して、当該取引の影響を十分検討したのかという批判が噴出した¹⁰。CFIUS のこの決定に関する議論は、最終的に 2007 年外国投資および国家安全保障法 (Foreign Investment and National Security Act of 2007、以下「FIRSA」という) の成立につながった。FIRSA は、CFIUS の法的な枠組みを強化するものであり、特に外国政府によって所有・支配されている外国人による買収および重要インフラ (エネルギーおよび関連技術を含む) に係る買収に重点を置いていた¹¹。

ここ 10 年間、CFIUS は FIRSA に基づき運営されてきた。トランプ大統領は 2018 年 8 月、FIRMA¹²に署名したが、FIRMA は CFIUS の歴史上最も大幅な権限拡大である。過去の CFIUS 制度の変更と同様に、FIRMA は、対米外国投資に対する懸念、特に中国からの投資の大幅な増加¹³によって制定に至った。FIRMA による最も重要な変更の多くは、最終的な規則が施行されるまで効力を発しないが、CFIUS はここ数年、中国の投資家に関わる取引に敏感になっている。CFIUS の助言に基づき大統領が取引を阻止した事例はこれまで 5 件しかないが、いずれも中国に関連する国家安全保障の懸念が関わるものであった¹⁴。大統領により正式に阻止された取引の詳細については、別紙 1 を参照されたい。

⁷ Wakely & Indorf, 前掲 (注 5) , 21.

⁸ Wakely & Indorf, 同上, 22.

⁹ Randall Beisecker, *DP World and U.S. Port Security*, Nuclear Threat Initiative (Mar. 1, 2006), <https://www.nti.org/analysis/articles/dp-world-and-us-port-security/>.

¹⁰ 同上。

¹¹ Wakely & Indorf, 前掲 (注 5) , 22.

¹² Pub. L. No. 115–232 (2018), Title XVII, Subtitle A (脚注において、以下「FIRMA」という。)

¹³ Rhodium Group, *China Investment Monitor*, <http://cim.rhg.com/>

¹⁴ ブッシュ大統領は 1990 年、中国宇宙航空技術輸出入公司 (China National Aero-Technology Import and Export Corporation) に対して、MAMCO Manufacturing の買収の解消を命じた。オバマ大統領は 2012 年、Ralls Corporation に対して、オレゴン州の風力発電事業における投資の処分を命じた。オバマ大統領は 2016 年、Grand Chip Investment GmbH が Aixtron を買収するのを阻止した。トランプ大統領は 2017 年、China Venture Capital Fund Corporation Limited による Lattice Semiconductor Corporation の買収を阻止し

III. CFIUS の管轄

CFIUS の管轄は、法律および規制によって定められている。FINSA の前文において、連邦議会は同法の目的を「国家安全保障を確保しつつ、対米外国投資ならびに雇用の創出および維持を促進し、投資が国家安全保障に与え得る影響を検討するための手続きを改善すること」と定めている¹⁵。同様に、FIRRMA において、連邦議会は「米国の政策は、引き続き、国家安全保障と合致する外国投資を積極的に歓迎し、支援することである」と述べている¹⁶。CFIUS に与えられた法律上および規制上の権限は、創設以降拡大されているものの、前述のとおり、連邦議会は米国が引き続き開かれた投資環境であることを明確にしようとしてきた。

A. 審査対象取引に関する CFIUS の基本的な権限

CFIUS は「審査対象取引 (covered transaction)」を審査する管轄権を有する。「審査対象取引」は、法律および規制において、米国事業の「支配 (control)」をもたらす合併、取得、または買収と定義されている¹⁷。後述の管轄に関わる主要な定義は、今後公表される FIRRMA の規則においても規定されることになる点に留意されたい。

CFIUS の規則では「支配」とは、「発行者の発行済議決権付き持分の過半数、もしくは支配的な少数の保有、議決権の代理行使、契約上の取り決め、またはその他の方法を通じて、直接または間接に、企業に影響を与える重要な事項を判断、指示もしくは決定する権限 (行使の有無にかかわらず)」と定義している¹⁸。したがって、「支配」の定義は広くかつ柔軟なものであり、CFIUS が各取引をその事実および状況に応じて検討することを可能にしている。この点、CFIUS は、米国の国家安全保障上大きな脅威となり得ると考えている取引の審査において、「支配」の定義をより広く解釈する意思を示してきた。これは、CFIUS の 2008 年の規則の前文に反映されており、前文では「支配」の定義として明確な区切りを設けるのを意図的に避けていると述べられている¹⁹。

加えて、CFIUS は「支配」について以下の通り説明している。

「『支配』は、具体的な保有株式の数や取締役会における取締役の数によって定義されるものではない。株式保有数および取締役の人数は、支配の有無の検討に関連するものではあるが、いずれの事実も単独では必ずしも決定的ではない。それよりむしろ、企業に影響を与える重要な事項を判断、指示、または決定する外国人の能力への潜在

た。トランプ大統領は 2018 年、Broadcom による Qualcomm の買収を阻止した。Jackson, 前掲 (注 3), 4。

¹⁵ FINSA, Pub. L. No. 110-49, 121 Stat. 246, Preamble.

¹⁶ FIRRMA, § 1702.

¹⁷ 50 U.S.C. §§ 4565(a)(3), (b)(1); 31 C.F.R. §§ 800.101, 800.207.

¹⁸ 31 C.F.R. § 800.204.

¹⁹ 31 C.F.R. Part 800, Preamble.

的な影響の有無の観点から、全ての関連する要素が総合的に検討される。次に、1988年の当初の法律に添付の協議会報告書に記載されていた連邦議会の見解を踏まえて、法律および規則は『支配』に重点を置いている²⁰

もっとも、規則では、CFIUS が「支配の証拠」と考え得る一定の権利を定めている。かかる「支配の証拠」には、以下の事項を判断、指示、または決定する権限が含まれる。

- (1) 企業の主要な資産（有形もしくは無形）の売買、賃貸、担保設定、質権設定、またはその他の移転（通常の業務の範囲内かどうかにかかわらず）
- (2) 企業の組織変更、合併、または解散
- (3) 企業の生産・運営・研究開発施設の閉鎖、移転、または重大な変更
- (4) 多額の支出もしくは投資、企業の株式等もしくは債券の発行、企業による配当金の支払い、または企業の運営予算の承認
- (5) 企業の新たな事業分野または新規事業の選択
- (6) 企業による重要な契約の締結、解除、または不履行
- (7) 企業の非公開の技術上、財務上、またはその他の機密情報の取扱いに関する企業の方針または手続き
- (8) 役員もしくは経営幹部の選任または解任
- (9) 機密技術もしくは米国政府の機密情報にアクセスできる従業員の雇用または解雇
- (10) 上記の事項に係る定款、企業の株式等の持分権者間の契約、またはその他の企業の組織書類の変更²¹

なお、以下の少数派株主の権利は、単独では、企業の「支配」を与えるものとは考えられないと定めている。

- (11) 企業の全てもしくは実質的に全ての資産の売却または担保設定、および破産または清算の自主申請を阻止する権利
- (12) 企業が多数派の投資家またはその関連会社との間で契約を締結することを阻止する権利
- (13) 多数派の投資家またはその関連会社の義務を企業が保証することを阻止する権利
- (14) 企業が自社の株式等の持分を譲渡する追加の証書を発行する場合において、投資家の持分比率の低下を避けるために持分を追加取得する権利

²⁰ 同上。

²¹ 31 C.F.R. § 800.204(a).

- (15) 少数派の投資家が保有している種類の株式につき、企業文書に定められている既存の法的権利または優先権の変更を阻止する権利
- (16) 上記の事項に係る定款、企業の株式等の持分権者間の契約、またはその他の企業の組織書類の変更を阻止する権利²²

CFIUS は、上記 (1) ~ (10) の「支配の証拠」となる権利が存在する場合には、小規模の少数株主の投資に、その管轄を拡大することができる。また CFIUS は、上記 (11) ~ (16) の許容される少数派株主の権利のみが規定されている小規模の少数株主の投資は「支配する (controlling)」ものではないとすることができる。この点について、CFIUS の規則は以下の例示を記載している。

- 例1. 外国企業 A は、米国企業 B の株式の 9% を取得した。かかる取引の一環として、外国企業 A は、米国企業 B に影響を与える重要な事項を決定する一定の拒否権 (米国企業 B の経営幹部の解任を拒否する権利を含む) も取得した。外国企業 A は米国企業 B を支配している²³。
- 例2. 外国企業 A は、米国企業 B の株式の 13% を取得した。また、外国企業 A は、米国企業 B の 7 名から構成される取締役会のメンバー 1 名を選任する権利も取得した。外国企業 A は、法令 31 C.F.R 第 800.204 条(c)記載の少数派株主の権利を授与されたが、米国企業 B に関わるその他の積極的または消極的な権利は授与されていない。その他の関連する事実は存在しないと仮定すると、外国企業 A は米国企業 B を支配していない²⁴。

重要な点であるが、CFIUS は、規則にて「支配の証拠」として定められている権利および権能に縛られない²⁵。財務省は、委員長として、とりわけ当事者のその他の事業上の関係を含む、その他の様々な要素を考慮することが認められている。そのため、外国人が米国事業の株式持分を取得した場合に、財務省が顧客との供給関係、借入上の関係、および外国の共同事業等の要素に言及した上で、「支配」を認定したという事例も複数存在する。

「支配」の定義と同様に、CFIUS は「米国事業 (U.S. business)」の意味を広く解釈している。CFIUS の規則では、「米国事業」を「支配している者の国籍に関わりなく、米国内の州際通商に従事している、全ての企業」と定義している²⁶。この定義は、一体と捉えた場合に継続企業を構成するとされる米国における資産の集合体も含むものである。

²² 31 C.F.R. § 800.204(c).

²³ 31 C.F.R. § 800.204, Example 4.

²⁴ 31 C.F.R. § 800.204, Example 5.

²⁵ 31 C.F.R. § 800.204.

²⁶ 31 C.F.R. § 800.226.

「外国人 (foreign person)」とは、外国政府、外国人、外国企業、または外国人の支配下の企業と広く定義されている。したがって、外国の親会社の支配下の米国の子会社は、仮に親会社が子会社の少数株主であったとしても、CFIUS 上は「外国人」とされる²⁷。その結果、かかる米国の子会社に支配されている企業も同様に「外国人」とされる。

「外国企業 (foreign entity)」とは、「主たる事業が米国外に存在し、またはその株式が一つ以上の外国の証券取引所において主に取り交されており、外国の法律に基づき設立されている」企業と定義されている。もっとも、当該企業が「その企業の持分の過半数を最終的に保有しているのが米国籍の者である」と証明できる場合には、当該企業は外国企業とはみなされない²⁸。

B. FIRRMA 後の CFIUS の管轄

後述のとおり、FIRRMA の多くの規定が施行されるためには、規則の制定が必要である。FIRRMA 成立後の 2018 年 10 月に、同法に基づく最初の規則が公表された。CFIUS の権限を明確にするさらなる規則は、数カ月後に公表されると予想されている。

1. CFIUS の権限の拡大

FIRRMA は、外国人による米国事業の「支配」をもたらす取引を審査する CFIUS の権限を維持しつつも、CFIUS の権限を拡大し、(1) 国家安全保障上センシティブな米国政府の施設に近接する、または空港もしくは港湾がかかわる一定の不動産取引（ただし、一定の例外は存在する）、および (2) 重要インフラ (critical infrastructure)、重要技術 (critical technologies) または米国市民のセンシティブな個人データ (sensitive personal data) を含む、「支配」を伴わない一定の米国事業への投資も審査対象に含めた²⁹。

「支配」を伴わない投資については、以下の権利が伴う場合には、いかなる規模の投資（1 株の場合も含む）であっても、CFIUS の管轄の対象になる可能性がある（加えて、重要技術を有する企業の場合には、後述のパイロットプログラムに基づく義務的な届け出が必要な可能性もある）。

- (1) 米国事業が保有している重要な非公開の技術情報へのアクセス
- (2) 米国事業の取締役会または同様の組織体の構成員またはオブザーバーとなる権利

²⁷ 31 C.F.R. § 800.216.

²⁸ 31 C.F.R. § 800.212.

²⁹ FIRRMA, § 1703. FIRRMA によって追加された分類である一定の不動産取引および支配を伴わない投資に関する規定は、効力を有するためには規則の施行が必要である。CFIUS は、「重要技術」に関わる新たな権限を後述のパイロットプログラムを通じて導入した。一定の不動産取引、ならびに重要インフラやセンシティブな個人データが関わり支配をもたらさない一定の非受動的な投資の審査に関する CFIUS の新たな権限は規則の制定が必要であり、現時点では効力を有しない。

- (3) 重要技術、重要インフラ、もしくはセンシティブな個人データに関わる米国事業の実質的な意思決定への関与（ただし、株式の議決権行使は除く）

30

関連して、FIRRMA 上、外国人が既に投資を行った米国事業について、その外国人の既存の権利に変更が生じ、その変更によって当該投資が上記 (1) ~ (3) の「支配を伴わない投資」の基準を満たすことになる場合には、CFIUS は当該変更を審査対象とすることが認められている³¹。これらの規定の広い解釈およびその論理的な帰結を踏まえると、この CFIUS の権限によって、外国の当事者が米国事業に非常に小規模の持分を有するとともに、当該米国事業と契約を締結している場合の契約上の取り決めにも CFIUS の管轄が及ぶ可能性がある。

例えば、次の事例が考えられる。外国企業が米国の重要技術を有する米国企業の株式の 2% を受動的な投資として取得する。6 カ月後、当該外国企業が当該米国企業との間で共同開発契約を締結し、同契約に基づき当該外国企業は非公開の技術データを受領する権利を有する。FIRRMA 上では、この契約上の取り決めは、株式を有する外国人が非公開の技術データにアクセスすることになり、外国人の有する権利の変更に当たるため、CFIUS の管轄の対象になる可能性がある。加えて、米国事業が重要技術を有する企業である場合、権利の変更は、後述のパイロットプログラムに基づく義務的な届け出が必要になる可能性がある。

さらに、上記分類の米国事業への投資について、FIRRMA は、外国政府が直接または間接的に相当な持分 (substantial interest) を有する外国企業・組織が、直接または間接に、米国事業の相当な持分を取得することになる取引を行う場合には、義務的な簡易届出（いわゆる「申告 (declarations)」）を行うことを義務付けている³²。「相当な持分」は法律では定義されておらず、規則により定義されることになる。かかる規定は現時点では施行されておらず、CFIUS が、正式の規則の制定手続きを通じて導入するか、または実質的には一種の暫定規則といえるパイロットプログラムを通じて、一時的に導入するまでは、同規定は効力を有しない。

2. パイロットプログラム

CFIUS は、FIRRMA によって与えられた新たな権限を実行するために、一つまたは複数のパイロットプログラムをその裁量で実施する権限を与えられている³³。財務省は 2018 年 10 月 11 日、最初の「パイロットプログラム (Pilot Program)」を設定する暫定規則を公表した。このパイロットプログラムは、CFIUS の管轄の対象をより幅広い対米外国投資（「重要技術」に関わる一定の米国事業における、特定の追加権利を伴う、あ

³⁰ FIRRMA, § 1703.

³¹ 同上。

³² FIRRMA, § 1706.

³³ FIRRMA, § 1727(c).

らゆる規模の「支配」を伴わない少数株主投資を含む)に及ぶよう拡大した³⁴。パイロットプログラムは、2018年11月10日に効力が生じた。パイロットプログラムは、効力発生日以降に完了する取引に適用され、規則にて「パイロットプログラム対象取引 (pilot program covered transactions)」とみなされる³⁵取引について、簡易届出の提出(いわゆる「申告」)または正式な届け出の提出を行う必要があると定めている。申告は、パイロットプログラム対象取引完了の45日前までに行う必要がある³⁶。

以下の要件を全て満たす取引は、「パイロットプログラム対象取引」とみなされる。

1. 「外国人」が、自身と関係を有しない「パイロットプログラム対象米国事業」の持分または条件付き持分を取得する場合
「外国人」とは米国以外の企業および個人のみを意味するものではなく、「外国人」に「支配」されている全ての企業(米国企業を含む)も意味する。「パイロットプログラム対象米国事業」も、継続企業を構成できるとされるあらゆる米国資産の集合体を意味するものと広く定義されている。
2. 当該投資は、外国人が(1)「パイロットプログラム対象米国事業」の「支配」、または(2)以下の権利を伴うあらゆる規模の持分もしくは条件付き持分を取得する可能性がある場合
 - (ア) 「重要な非公開の技術情報 (material nonpublic technical information)」へのアクセス。「重要な非公開の技術情報」は、一般に公開されていない情報で、米国事業が有する重要技術(製造過程、技術、および方法を含む)の設計、製作、開発、試験、生産、または製造に必要なものと定義されている³⁷。
 - (イ) 米国事業の取締役会もしくは類似の運営組織の構成員またはオブザーバーとなる権利、または取締役会または類似の運営組織の構成員を指名する権利。
 - (ウ) 重要技術の使用、開発、取得もしくは公開に関する米国事業の実質的な意思決定への関与(ただし、株式の議決権行使は除く)³⁸。CFIUSは、「実質的な意思決定 (substantive decisionmaking)」には、重要技術に関する決定(以下の事

³⁴ Determination and Temporary Provisions Pertaining to a Pilot Program to Review Certain Transactions Involving Foreign Persons and Critical Technologies, 83 Fed. Reg. 51,322 (Oct. 11, 2018) (31 C.F.R. Part 801).

³⁵ 31 C.F.R. § 801.210.

³⁶ 31 C.F.R. § 801.401(c)(2).

³⁷ 31 C.F.R. § 801.208(a). 「重要な非公開の技術情報」は、「企業の業績に関する財務情報」を明示的に除外している。

³⁸ 前記の要素を有するパイロットプログラム対象の米国事業に対する支配を伴わない投資は、「パイロットプログラム対象投資」とみなされる。31 C.F.R. § 801.209.

項を含む)につき協議する権利を含む、あらゆる関与を含むものであると説明している。

- ライセンス供与
- 価格、販売、および特定の契約
- 供給の取り決め
- 企業戦略および事業開発
- 研究および商品開発 (予算配分を含む)
- 製造拠点
- 重要技術へのアクセス
- 重要技術の保管または保護
- 事業上の管理権を有する社員または経営陣の選任および解任
- 戦略的パートナーシップ³⁹

3. 「米国事業」は、重要技術を「生産、設計、試験、製造、製作、または開発」するものである⁴⁰。技術の単なる使用は含まれない。「重要技術」は、ほかの米国の規制当局、特に輸出管理当局が管理している技術一覧に準拠する形で定義されており、今後かかる一覧に追加される技術も含まれる。

具体的に、重要技術は以下を含む。

- 国際武器取引規則 (International Traffic in Arms Regulations) 記載の米国軍需品リスト (United States Munitions List) に含まれる兵器または防衛役務 (22 CFR parts 120-130)
- 商務省規制品リスト (Commerce Control List) に含まれる品目、かつ (1) 国家安全保障、化学兵器および生物兵器の拡散、核兵器の拡散、もしくはミサイル技術に関連する理由等のため、多国間の制度に基づき、または (2) 地域の安定もしくは盗聴に関連する理由により、管理されているもの
- 法令 10 CFR part 810 の適用を受ける特別に設計や準備がなされた原子力機器、部品および部分品、材料、ソフトウェア、ならびに技術 (外国の原子力事業の支援に関連するもの)

³⁹ U.S. Department of the Treasury, *FAQs on FIRRMA Critical Technology Pilot Program* (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日), <https://home.treasury.gov/system/files/291/-Pilot-Program-FAQs.pdf>.

⁴⁰ 条件をみたす事業は「パイロットプログラム対象米国事業」とみなされる。31 C.F.R. § 801.213.

- 法令 10 CFR part 110 の適用を受ける原子力施設、機器、および材料（原子力機器および材料の輸出および輸入に関連するもの）
 - 法令 7 CFR part 331、9 CFR part 121 または 42 CFR part 73 の適用を受け指定された化学物質と毒素
 - 2018 年輸出管理改革法（Export Control Reform Act）第 1758 条に基づき管理されている先端基盤技術⁴¹
4. 重要技術は、(1) 27 の「パイロットプログラム産業（pilot program industries）⁴²」のうち、一つまたは複数の産業での米国事業の活動に関連して使用されている、または (2) 27 のパイロットプログラム産業のうち、一つまたは複数の産業での使用のために米国事業により特別に設計されたものと規定されている。パイロットプログラム産業は、北米産業分類システム（North American Industry Classification System、以下「NAICS」という）に準拠する形で定義されている⁴³。

パイロットプログラム対象取引について、必要な申告を行わなかった場合には、取引金額を上限とする民事罰金が課せられる可能性がある⁴⁴。

上記のとおり、パイロットプログラムは非常に広範である。同プログラムは、外国人の本国が米国の政治的および軍事的な友好同盟国、例えば日本であっても、外国人である限り適用される。また、上記のとおり、少数派であるものの、支配的な外国投資家が存在する米国事業にも適用される。同プログラムは、小規模の少数株主投資を含む、様々な投資に幅広く適用される。NAICS コードによって特定された 27 の「パイロットプログラム産業」は、中国の「中国製造 2025（Made in China 2025）」の対象セクターを踏まえたものである点に留意されたい⁴⁵。パイロットプログラムに係る規則は、FIRRMA を施行する最終的な規則が施行されるまで有効であるが、いずれにしても 2020 年 3 月 5 日には効力を失う⁴⁶。

⁴¹ 先端基盤技術の分類は米国商務省による規則制定によって定義されることになる。かかる規則制定手続きはつい最近開始され、2019 年一杯かかると思われる。Review of Controls for Certain Emerging Technologies, 83 Fed. Reg. 58,201 et seq. (Nov. 19, 2018).

⁴² 31 C.F.R. § 801.212.

⁴³ 別紙 2 参照。

⁴⁴ FIRRMA, § 1706.

⁴⁵ U.S. Chamber of Commerce, *Made in China 2025: Global Ambitions Built on Local Protections* (2017), https://www.uschamber.com/sites/default/files/final_made_in_china_2025_report_full.pdf.

⁴⁶ U.S. Department of the Treasury, *FAQs on FIRRMA Critical Technology Pilot Program*（最終アクセス 2019 年 3 月 4 日）, <https://home.treasury.gov/system/files/291/-Pilot-Program-FAQs.pdf>.

IV. CFIUS 手続きの概要

FIRRMA 成立以前の CFIUS の審査手続きは、通常は当事者が自主的に取引の「届け出 (notice)」を CFIUS に行うことにより開始されていた。当事者が自主的に届け出を行わなかったものの、CFIUS が上記の管轄の要件が充足されたと判断した場合には、CFIUS はいつでもかかる取引の審査を自ら開始することが認められていた。この点は今日においても変わらない。取引の届け出が行われていない場合、CFIUS による権限の行使には時効がないため、CFIUS は過去の取引をいつでも審査することができる。そのため、仮に取引完了から数カ月または数年経過していても審査は可能である。もっとも、当事者が CFIUS に届け出を行い、取引が承認された場合、当事者は、特別な状況を除き、さらなる措置の対象にはならないというセーフハーバーの対象になる⁴⁷。

届け出は当事者が共同して行う。届け出を行うためには、取引の内容、米国事業および外国投資家の所有者の情報、当該米国事業が米国政府との契約を有しているか、当該米国企業が米国の輸出管理法の対象となる技術を持っているか、外国政府が当該外国投資家を支配または指示しているか、米国事業に関する外国投資家の意向等の情報が必要とされる。FIRRMA は届出費用を定めているが、現時点では届出費用に関する規定は施行されていない⁴⁸。なお、FIRRMA は、届出費用を取引金額の 1% または 30 万ドルのいずれか低い金額と定めている⁴⁹。

CFIUS への自主的な届け出および義務的な届け出の手続きおよび期限、ならびに CFIUS の審査の結果について、以下に記載している。

A. 自主的届出

自主的な届け出に対する CFIUS の正式な手続きは、45 日間の 1 次的な審査 (review)、任意の 45 日の 2 次的な調査 (investigation)、さらに特別な状況における CFIUS の裁量に基づく 15 日間の延長調査から構成される⁵⁰。近年、大多数の取引は 2 次的な調査の段階まで進んでいる。加えて、外国投資家が国営企業である取引、および重要インフラが関わる一定の取引については、2 次的な調査の段階まで進むという法的な推定が存在する⁵¹。従って、正式な審査および調査の手続きは約 3 カ月かかることになる (ただし、届け出の取り下げ等により一度の手続きで完了しない場合にはこの限りではない)。

⁴⁷ 50 U.S.C. § 4565(b)(1)(D); FIRRMA, § 1708.

⁴⁸ 31 C.F.R. § 800.402(c).

⁴⁹ FIRRMA, § 1723.

⁵⁰ 31 C.F.R. § 800.506. 「特別な状況 (extraordinary circumstances)」は、不可抗力または米国の国家安全保障の保護のために、調査を行うことが必要かつ適切である状況を意味する。CFIUS は、「本規定は日常的または一般的な出来事の際に行使される想定ではない」ことを明確にしている。U.S. Department of the Treasury, *FAQs on Interim Regulations Amending 31 CFR Part 800* (最終アクセス 2019 年 3 月 4 日), <https://home.treasury.gov/system/files/291/FAQs-on-Updates-to-Part-800.pdf>.

⁵¹ 31 C.F.R. § 800.503(b).

正式な手続きとしての CFIUS への届け出に加えて、届け出のドラフトを CFIUS へ事前に提出するのが一般的である。ドラフトの事前提出後の期間中（数週間にも及ぶことがある）、財務省は、CFIUS の委員長として、届け出のドラフトを審査し、届け出の正式な提出とその受領に向けて、財務省が届け出に加えることを望む情報のフィードバックを行う。財務省からのフィードバックに応じて、当事者は届け出のドラフトを修正し、CFIUS に正式に提出することになる。加えて、届け出が最終版として提出された場合、CFIUS が届け出を「受領 (accept)」して、正式の審査が開始されるまで、一般的には 1～2 週間を要する。正式な届け出の前にドラフトを準備し、事前提出するのに必要な時間も考慮すると、CFIUS の手続き（審査および調査が一度ずつ実施されると仮定する）は、容易に 4～6 カ月かかりうる。

審査および調査の期間中、CFIUS は当事者に対して書面により質問することがしばしばあり、当事者は 3 営業日以内に返答する必要がある。CFIUS からの質問は、米国事業、投資家、またはその両方に関するものである可能性があり、財務省を通じてなされるが、CFIUS のいずれの構成員も質問をすることが認められている。国家情報長官は、CFIUS による各審査において、CFIUS の検討結果を告げる外国投資家に関する脅威評価書を作成する⁵²。かかる検討の一環として、CFIUS は、投資家の所有構造、指導体制、所有構造に含まれている企業の設立地、米国の国家安全保障の脅威となり得る国における投資家の事業の有無、および投資家、その所有者またはその指導者と国家安全保障の観点から脅威とみられる当事者との間の関係等を考慮する。

1 次的な審査期間中と同様に、CFIUS は調査期間中に当事者に対して質問することがある。CFIUS が取引について国家安全保障上のリスクは見当たらないと判断した場合には、CFIUS は取引の承認手続きに移行する。ある取引を承認するためには、CFIUS はその取引について、「未解決の国家安全保障上の懸念は存在しない」との結論にたどり着く必要がある⁵³。CFIUS は、連邦議会に対して、承認した各取引について、証明し、報告する義務がある⁵⁴。承認された取引は一種の「セーフハーバー」の対象になり、承認された取引をその後 CFIUS が再審査することは通常許されない。もっとも、CFIUS が当該取引は国家安全保障上の脅威となると判断した場合であっても、当局は当事者との間で懸念を「軽減する (mitigate)」措置に関して交渉することができる（詳細については、後述の V.国家安全保障の分析 .B.軽減措置を参照されたい）。加えて、FIRRMA において、CFIUS は、取引の審査および調査の間、取引を停止する権限を有する⁵⁵。

⁵² 50 U.S.C. § 4565(b)(4).

⁵³ 50 U.S.C. § 4565(b)(3).

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ FIRRMA, § 1718.

CFIUS が調査期間の終了時まで、依然として潜在的な懸念を検討している、あるいは特定した懸念事項が当事者によって十分に軽減されていないために、結論が出ていない場合、CFIUS は以下のいずれかの対応を取る必要がある⁵⁶。

- (1) 米国大統領に当該取引を報告。大統領は、15日以内取引を認めるか、阻止するか（あるいは取引が完了している場合には、取引を解消させるか）を決定する必要がある。
- (2) （CFIUSの裁量により）当事者に届け出を取り下げさせ、さらなる審査のため、再度取引の届け出を行わせる。
- (3) （CFIUSの裁量により）当事者に届け出を取り下げさせ、取引自体を放棄させる。

CFIUS の手続きは、機密に行われるものである（当事者自ら取引が CFIUS の審査中（あるいは審査を終えた）と公表する等の若干の例外は存在する）。⁵⁷ただし、取引が大統領に報告された場合、その取引を阻止するか否かという大統領の決定は公開される⁵⁸。この大統領の決定に、適切な救済措置（例えば、事業の処分）に関わる米国司法長官に対する執行命令が含まれる場合には、当該命令も公開される。

B. 義務的申告

上記のとおり、CFIUS は、FIRRMA 上、一定の投資を義務的な申告の対象とする権限を有する。現時点において、CFIUS が公表した申告を義務とする唯一の規則は、パイロットプログラム上の重要技術に関する投資のみである。

パイロットプログラムに基づき義務的に申告が提出された場合、CFIUS は、申告を受領後 30 日以内に対応する必要がある⁵⁹。具体的には、CFIUS は、(1) 当事者に対して、当該取引の正式な届け出を行うことを要請する、(2) 当事者に対して、申告に基づいては当該取引に関する手続きを完了することはできないこと、および当事者が CFIUS から書面通知を望む場合には正式な届け出を行うことができることを通知する、(3) 当該取引の審査を開始する、または、(4) CFIUS が手続きを完了したことを通知する、のいずれかの対応を行える⁶⁰。CFIUS が申告につき手続きを最終完了した場合、申告に記載された投資については CFIUS の再審査の対象とならない「セーフハーバー」が適用され

⁵⁶ 31 C.F.R. §§ 800.506-800.507. 大統領に取引が報告されることは珍しいが、取引に未解消の国家安全保障上の懸念が存在する場合には、CFIUS は大統領に対して、取引を阻止することを助言する覚悟はできている。

⁵⁷ 50 U.S.C. 4565(c).

⁵⁸ 50 U.S.C. 4565(d).

⁵⁹ 31 C.F.R. § 801.404(b).

⁶⁰ 31 C.F.R. § 801.407.

る。もっとも、申告の対象であった米国事業に対する追加の権利を伴う、または CFIUS の規制上支配をもたらす追加出資は、かかるセーフハーバーの対象にはならない。

V. 国家安全保障の分析

A. 分析の枠組み

CFIUS は各取引を個別に取り扱っており、国家安全保障に関する 3 段階の分析を実施する。かかる国家安全保障に関する 3 段階の分析は、(1) 当該外国人が国家安全保障上の脅威となるか脅威を引き起こす能力または意図を有するかの検討（「脅威分析 (threat analysis)」）⁶¹、(2) 当該米国事業の特性やそのシステム、組織、または構造上の脆弱性または弱点との関係が米国の国家安全保障上の障害の影響を受けやすいかの検討（「脆弱性分析 (vulnerability analysis)」）、および (3) 当該取引の結果、脅威および脆弱性が顕在化した場合の米国の国家安全保障への影響の検討（「リスク分析 (risk analysis)」）から構成される。CFIUS は、当事者が提供した情報、公開情報、および政府の有する情報（国家情報長官作成の国家安全保障脅威評価書 (National Security Threat Assessment) を含む）に基づいて、この分析・評価を実施する⁶²。重要なのは、CFIUS の決定は満場一致による必要がある。さらに、CFIUS および大統領の決定は司法審査の対象にはならないが、かかる決定に至るまでの手続きは裁判所によって審査される可能性がある⁶³。

CFIUS に関する法令は、CFIUS および大統領が、当該取引が米国の国家安全保障の脅威となり得るかを判断する際に考慮すべき要素を定めている。かかる要素は以下の通りである。

- (1) 当該取引が、国防要件予測により必要とされる国内生産に及ぼす潜在的な影響
- (2) 当該取引が、国防要件を満たすための国内産業の能力および生産力（人的資源、製品、技術、材料、ならびにその他供給品および役務を含む）に及ぼす潜在的な影響
- (3) 外国人の支配する国内産業及び商業活動が、国家安全保障上の要件を満たすために必要な米国の能力および生産力に及ぼす潜在的な影響

⁶¹ Department of the Treasury, Guidance Concerning the National Security Review Conducted by the Committee on Foreign Investment in the United States, 73 Fed. Reg. 74567, 74569 (Dec. 8, 2008), <https://www.treasury.gov/resource-center/international/foreign-investment/Documents/CFIUSGuidance.pdf>.

⁶² 同上。

⁶³ *Ralls Corp. v. CFIUS*, No. 13-5315, slip op. (D.C. Cir. July 15, 2014), [https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/\\$file/13-5315-1502552.pdf](https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/$file/13-5315-1502552.pdf).

- (4) 当該取引が、米国の国家安全保障に影響がある分野における米国の国際的な技術指導力に及ぼす潜在的な影響
- (5) 米国の重要技術に及ぼす国家安全保障関連の潜在的な影響
- (6) 米国のエネルギーならびにその他の重要な資源および素材等の要件の長期予測に及ぼす潜在的な影響
- (7) 当該取引が、米国の重要インフラ（主要なエネルギー資産を含む）に及ぼす国家安全保障関連の潜在的な影響
- (8) 当該取引が、テロリズム、ミサイルの拡散、化学・生物・核兵器の拡散、ならびに地域の軍事的脅威に関連した懸念が存在する国への軍需品、軍事機器および軍事技術の販売に及ぼす潜在的な影響
- (9) 当該取引の結果生じる、（関連する輸出管理制度を含む）軍事的用途技術の移転または転用の可能性
- (10) 当該取引の結果、外国政府、または外国政府が支配もしくは外国政府の利益のために行動している企業によって米国事業が支配されることになるか
- (11) 関連する外国政府の核不拡散管理体制の遵守および米国の対テロ活動への協力の実績
- (12) 当該取引が、国家安全保障リスクとなるかどうかをCFIUSが判断するのに適切と考えるその他の要素⁶⁴

B. 軽減措置

上記のとおり、CFIUS が当該取引は国家安全保障に対する脅威と判断した場合、CFIUS は当事者に対し、条件を課す、または義務を負わせることによって、その脅威を軽減する権限を有する⁶⁵。当該取引が CFIUS に対する届け出を行わず完了している場合、CFIUS は、国家安全保障上の懸念に対応するために暫定的な軽減措置を課す権限を有する⁶⁶。軽減措置は、取引当事者と関係する CFIUS 当局との合意という形をとることがある。また当事者は、関係する CFIUS 当局への書簡の形で「保証（assurances）」を提供することもある。下記のとおり、軽減措置は、コーポレートガバナンスに関連する義務、セキュリティに関連する方針、手続きおよび義務、記録管理および報告の条件、ならびにコンプライアンス管理および執行の規定を含むことがある。下記は、CFIUS が過去の案件において求めた様々な軽減義務の要約である。

- (1) コーポレートガバナンス

⁶⁴ 50 U.S.C. § 4565(f).

⁶⁵ 50 U.S.C. § 4565(l)(3).

⁶⁶ 同上。

- 信託／代理人契約：軽減措置の最も極端な類型であるが、CFIUS は、外国投資家が米国事業の一部または全てについて受動的になる仕組みを必要とすることがある（ただし、より極端な類型として、資産の処分が存在する。資産の処分も軽減措置として求められる可能性があり、CFIUS は特定の契約または事業単位の処分または解除を求めることもある）。例えば、代理人契約上では、外国投資家は軽減措置対象の会社の株式の議決権を代理人（Proxy Holders）に授与する。かかる代理人には、連邦政府による国家安全保障審査を通過し、外国親会社と事前のつながりのない米国市民が就任する。一般的な代理人契約では、最低でも3人の代理人が必要と定められている。親会社は、米国政府の承認の上、最初の代理人を選任することが認められている。残りの代理人は、米国政府が承認した代理権保持者から選任するのが一般的であるが、親会社は拒否権を有する。
 - セキュリティ・ディレクター／セキュリティ委員会：上記の受動的な取り決めに比べてより極端ではない軽減措置だが、CFIUS との軽減措置に関する合意は、米国事業の取締役会の一定数のメンバーに CFIUS が承認した者を選任すること、取締役会レベルでの特別なセキュリティ委員会を設立すること、またはその両方（すなわち、CFIUS が承認した取締役によるセキュリティ委員会）を必要とすることがある。そのようなセキュリティ・ディレクター（Security Director）は通常、米国在住の米国市民であり、連邦政府による国家安全保障審査を通過しているか、連邦政府による国家安全保障審査の基準を満たすか、あるいは米国政府が認めた第三者によって同様の審査を受けている必要がある。
 - セキュリティ・オフィサー：軽減措置に関する合意の多くは、審査された米国市民である米国企業の従業員または役員が、「セキュリティ・オフィサー（Security Officer）」を務めることを定めている。セキュリティ・オフィサーは、日常的なセキュリティおよび米国政府に対する義務の遵守状況を監督する責任を負う。
 - その他の米国市民権要件：CFIUS は、米国内の他の経営陣または重要な役職を務める者は米国市民であり、連邦政府による国家安全保障審査を通過しているか、連邦政府による国家安全保障審査の基準を満たす者、あるいは第三者による同様の審査を受けた者であることを求める場合もある。
- (2) セキュリティに関連する方針、手続きおよび義務
- 包括的なセキュリティ・ポリシー：CFIUS は、CFIUS との軽減措置に関する合意に定められているセキュリティ関連の義務の履行を確保するために、包括的なセキュリティ・ポリシーの策定を求めることがある。例えば、セキュリティ・ポリシーは、施設の物理的および論理的セキュリティ、事故対応計画、施設およびインフラのアクセス管理、不審な活動の政府への報告、ならびに従業員のトレーニングを定めている場合がある。CFIUS は、セキュリティの実務における一定の客観的な基準（あるいは未定義の「業

界のベストプラクティス (best industry practices) 」) を満たす義務を求めることもある。セキュリティ・ポリシーは、一般的には CFIUS の審査と承認の対象となる。

- ベンダー関連義務：CFIUS は、第三者の機器やサービスの使用についてポリシーを定めることを求める可能性がある。かかるポリシーには、特定のベンダーの使用の制限やビジネスに重要なサービスを提供している企業の起用を承認する権利（例えば、施設のセキュリティ維持のために起用される第三者のセキュリティ会社）が含まれ得る。CFIUS は、特定の職務、例えばソフトウェアの試験を、CFIUS が信頼できる第三者に委託することも求めることができる。
- 顧客関連義務：CFIUS は、政府系顧客等の特定のセグメントの顧客に対する製品またはサービスの販売に関する義務または制限を求める可能性がある。
- 取引関連義務：CFIUS は、CFIUS の管轄外の一定の取引または事業開発（例えば、完全に米国外での買収、新しい市場への参入、既存の市場への新しいサービスの導入）の通知を求める可能性がある。
- 機微なビジネスプロセスの国内での実施：CFIUS は、特定の機微なビジネスプロセス（例えば、ソースコードのコンパイルおよび電子署名）を、身元がきちんと審査された米国市民が、米国内で独占的に行うことを求めることがある。
- 個人の身元審査：CFIUS は、特定のセンシティブな役職に就く個人の第三者による身元審査を求めることがある。審査の基準および審査を要する役職のリストは、通常 CFIUS の承認が必要になる。加えて、CFIUS は、審査対象の役職者の最終的な承認権限を求めることもある（従って、役職者が第三者の審査を通過していた場合であっても、CFIUS は審査対象の役職者を拒否する権利を求めることができる）。
- アクセスポリシー：米国事業の施設は、非従業員（第三者であるベンダーおよび顧客を含む）のアクセスを管理するポリシーの策定を必要とされることがある。
- 技術およびデータ管理計画：CFIUS は、米国顧客に関する情報システムおよび顧客記録へのアクセスを管理する技術・データ管理計画を立てる義務を求める可能性がある。かかる計画は、通常 CFIUS による審査および承認の対象になる。
- 電子通信計画：CFIUS は、軽減措置対象の企業および外国投資家間の通信の管理の条件を定めること、ならびに当該企業が、不正侵入の可能性がある電気通信から自らを保護するための堅牢なサイバーおよび情報セキュリティ管理を導入することを求める可能性がある。サイバーおよび情報セキュリティ管理は、通常 CFIUS による管理および承認の対象になる。

(3) 記録管理および報告の条件

- 米国顧客記録の米国内での保存：CFIUS は、米国政府を含む米国顧客に関連する記録を米国内で維持することを求める可能性がある。
- 記録へのアクセスに関する米国政府への報告：CFIUS は、米国顧客の顧客記録に定期的にアクセスする各個人に関する年次報告を求める可能性がある。
- コンプライアンス記録：軽減措置対象の企業は、一定の年数、米国政府への義務の遵守状況に関する記録を保持し、米国政府からの要求があれば、かかる記録を提出することを義務付けられる可能性がある。

(4) コンプライアンス管理および執行

- 定期的なコンプライアンス報告の要件：CFIUS は、軽減措置に関する合意の遵守状況の定期的報告を求める可能性がある。一般的な報告要件としては、軽減措置に関する合意の違反に関連する情報、および軽減措置対象の企業のポリシーまたは手続きの変更を速やかに報告する義務等が挙げられる。
- 第三者による監査：CFIUS は、米国事業に CFIUS が承認した第三者を起用して、米国内の各施設における米国政府との義務の遵守状況を毎年監査することを求める可能性がある。
- 第三者の監視人：ここ最近、より極端な類型の軽減措置として、CFIUS は、当事者に対して、軽減措置の条件の遵守状況を継続的に監視するために、フルタイムの第三者の監視人を起用することを求め始めた。第三者の監視人は、当事者に起用されるものの、CFIUS に承認される必要があり、CFIUS に義務を負い、監視人は CFIUS 当局に直接報告できる。
- 情報、施設および社員への政府のアクセス：CFIUS は、米国政府が実施する事前通知なしの現場での審査または監査の際に、施設および社員へのアクセスを提供して、米国政府が社内記録を調査することを認める義務を求める可能性がある。
- 年次報告書および証明：セキュリティ・オフィサーは、米国政府に対して、全ての軽減措置の義務の遵守状況に関する年次コンプライアンス報告書および証明書を提出することを義務付けられる可能性がある。
- 執行：CFIUS は、軽減措置に関する合意違反の場合の罰則を交渉することがある。かかる罰則としては、違反の場合の民事の救済措置（例えば、合意事項を執行する旨の裁判所の命令）、損害賠償金、および買主または当該米国企業の米国政府と契約を締結する資格の一時的ないしは恒久的な停止等があげられる。

FIRMA が明確にしたように、CFIUS は、軽減措置に関する合意または条件が当該取引により提起された国家安全保障上の懸念を解消するものでない限り、かかる合意を成

立させ、または条件を課すことは認められない。CFIUSは、(1) かかる合意または条件は効果があるか、(2) その遵守が適切に検証可能かどうか、ならびに(3) その遵守および執行の監視が効果的に行えるかどうかを考慮する⁶⁷。

VI. CFIUS に届け出を行う際の考慮事項

当該取引がパイロットプログラムの規則または今後公表される義務的申請に関する規則の対象でない限り、CFIUS に申請するかどうかの判断は任意の選択である。もっとも、上記のとおり、当事者が自主的な届け出を行っておらず、CFIUS が上記の管轄の要件が充足されたと判断した場合には、CFIUS はいつでも取引の審査を自ら開始することができる⁶⁸。そのため、当事者は、CFIUS が当該取引に関心を持つと予想する場合には、通常は CFIUS に自主的に届け出を行い、CFIUS の承認によって与えられるセーフハーバーによる利点を得ようとする。

現実問題として、CFIUS は、国家安全保障に潜在的な影響を及ぼすと捉えられている取引のみを審査することに関心を持っている。従って、当該取引が米国の国家安全保障に関わるものと信じる理由があれば、届け出を行うのが望ましいといえるかもしれない。反対に、米国事業が米国の国家安全保障の懸念を提起するものではないと信じる理由があれば、当事者は届け出を行わないという選択を通常は取る。

A. 日本からの投資に対する CFIUS の取り組み

日本の投資家に対する CFIUS の見方は概して好意的であったといえる。日本は米国が信頼する同盟国であり、日本の投資家のほとんどは、CFIUS 手続きを成功裏に終えている。CFIUS による日本の投資家の取引の著名な承認事例としては、2017年のルネサスエレクトロニクスによるインターシル (Intersil Corporation) の買収⁶⁹、2013年のソフトバンクによるスプリントの買収⁷⁰、および2006年の東芝によるウェスティングハウス・エレクトリック・カンパニーの買収⁷¹等が挙げられる。

ただし、CFIUS はより拡大的に審査に取り組むようになってきており、また、中国の投資家の関与の有無にかかわらず、中国に重点を置いている。特に、CFIUS が審査して

⁶⁷ FIRREA, § 1718.

⁶⁸ 31 C.F.R. § 800.401(b).

⁶⁹ Securities & Exchange Commission, “Renesas and Intersil Announce Final Regulatory Approval for Renesas’ Acquisition of Intersil,” <https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1096325/000119312517051095/d351438dex991.htm>.

⁷⁰ Michael J. de la Merced, *SoftBank and Sprint Win National Security Clearance for Deal*, N.Y. Times (May 28, 2013), <https://dealbook.nytimes.com/2013/05/28/softbank-and-sprint-said-to-win-national-security-clearance-for-deal/>.

⁷¹ Stephanie Kirchgaessner & Carola Hoyos, *Toshiba Takeover of Westinghouse Clears CFIUS Hurdle*, Financial Times (June 4, 2006), <https://www.ft.com/content/f8c1c718-f3ea-11da-9dab-0000779e2340>.

いる取引、とりわけ先端技術の分野の取引について、CFIUSの国家安全保障に関する分析は、(1) 中国が優位性（特に技術的優位性）を得ようとしていると米国政府が考えている事業または産業か、(2) 外国投資家や米国事業が中国における事業や、パートナーシップ、その他の関係を有し、それにより中国関係者に対して譲歩したり影響を受ける可能性があるか、ならびに(3) 中国の利益と買主との関係と、米国事業を通じて搾取される可能性のある潜在的な脆弱性の関係を考慮する。

そのため、日本の投資家は、特にパイロットプログラム規則が特定している 27 の NAICS 分類に該当する産業分野に関する取引の場合、中国側関係者との関係が精査されるので準備しておく必要がある。

B. CFIUS 手続きを進める際の勧め

日本の投資家は、CFIUS から承認が得られる確率を上げ、政治・風評リスクを管理するために、以下の点を検討すべきである。

- (1) 取引開始前にデューデリジェンスを実施し、かかるリスク評価および米国政府の視点での特定産業のセンシティブ性を踏まえて、投資先としての米国の産業および事業を戦略的に検討すること。
- (2) 透明性のある商慣行を遵守すること（例えば、標準的な財務開示を伴う年次報告書の公表）および資金調達の際に一般的な調達先および手法を使用すること（可能な限り、欧米の金融機関から資金調達することを含む）。
- (3) 強固な社内コンプライアンス・プログラムに取り組むこと（例えば、輸出管理や腐敗防止遵守に関する包括的な方針、手続きおよび従業員研修を有すること）。
- (4) 政治的によりセンシティブな大規模な取引については、投資家の米国における認知度を高めるため、特定の取引とは関係なく、広報上、規制上、および政治上の戦略を進めること、またはCFIUSの承認が得られる可能性の高い投資を行い、将来のより規模の大きい投資の下地を作ること。

また、米国の中核的な国家安全保障上の利益に関わる複雑な取引でありながら、CFIUS 手続きが成功裏に終えたものには、少なくとも以下の 4 つの共通項が存在した。日本の投資家は、以下の点に留意されたい。

- (1) **国家安全保障上の懸念の解消策を踏まえた商業的合理性について、当事者間で明確な意見の一致が存在すること。**複雑なCFIUSの手続きを最も成功させた取引当事者は、当該取引について明確な商業上の構想があり、当事者らはその構想と合致する国家安全保障上の懸念の解消策を立案していた。このアプローチは、米国の国家安全保障関連当局の信用と信頼を構築するものである。反対に、当事者が米国の国家安全保障上の利益の重要性についての理解の欠如を示している場合や、当事者が国家安全保障上の懸念に驚き、それらの懸念が取引の合理性や当事者間の合意を妨げる場合、CFIUS 手続きは必然的に失敗する。

- (2) 当事者がCFIUSの手続きおよび米国政府の国家安全保障上の利益を推進すること。取引当事者は、米国の政府当局が実際に国家安全保障上の利益を有し、かかる利益を保護する義務を負っていることを認識する必要がある。取引当事者は、関係するCFIUS当局に積極的に協力して、当該取引の商業上の動機と一致する方法で、国家安全保障上の利益の対応に取り組む必要がある。
- (3) 当事者が米国政府の関心分野および懸念を予測しており、その懸念に対応すべく準備していること。CFIUSは事実上、米国政府による総合的な審査であり、当局は提示された取引の評価を行うだけでなく、対象事業および外国投資家も精査する。CFIUSは探索プロセスであり、当事者が先んじて自己検査を行い、CFIUSによる精査に十分備えていれば成功の可能性がより高くなる。
- (4) 当事者はCFIUSを本質的に政治的なものと考えべきではないが、同時にCFIUSがより幅広い対外政策および政治環境に存在することを認識すること。また、対外政治的側面に対応することによって、CFIUSが正しい結論にたどり着くことが可能な余地を作ること。CFIUSは、機関として、非常に専門的であり、事実在即することを約束しているが、同時に幅広い対外政策および政治環境に存在している機関でもある。上記のとおり、CFIUSは連邦議会の承認にあたって説明・証明する義務を負っており、議会から承認を得ることは行政上および政治上の高いハードルになっている。

これらの点を考慮して、プロセスベースのCFIUS戦略を立案し、進めることが重要である。かかる戦略は、主要な国家安全保障当局と直接係わり、当該取引の目的および意図が米国の国家安全保障上の利益と合致するよう慎重に組み立て、米国の国家安全保障促進への相当なコミットメントを提供するものとなる必要がある。日本の投資家による取引を審査する際に、米国と中国の間の技術上の優位性をめぐる競争は、米国政府の分析及び立場を決める上での重要な考慮要素となる。

以上

別紙 1 : 米国大統領によって正式に阻止された取引一覧

<p>中国宇宙航空技術 輸出入公司 (China National Aero-Technology Import and Export Corporation) によ る MAMCO マニ ュファクチャリン グの買収</p>	<p>ブッシュ大統領は 1990 年 2 月 1 日、中国の国営航空会社である中国宇宙航空技術輸出入公司 (China National Aero-Technology Import and Export Corporation、以下「CATIC」という) に対して、同社が保有するシアトルの航空機部品メーカー MAMCO マニュファクチャリングの持分を 3 カ月以内に処分することを命じた⁷²。報道で引用された米国政府筋の発言では、CATIC の過去の活動に懸念を抱いたことを示しており、また、CATIC が過去に軍事技術を手に入れるために米国企業の買収を試みたという証拠を米国の情報機関が有していることにも言及していた⁷³。別の報道によれば、MAMCO は米国市民による経営であることは変わらないが、少なくとも CATIC の 1 名の幹部が、ボーイングやマクドネル・ダグラスといった顧客を含む、MAMCO の事業の監督に関与していたことがわかれたとのことであった⁷⁴。CATIC は MAMCO を 1989 年 11 月に買収していた⁷⁵。</p>
<p>ロールズ・コーポ レーション (Ralls Corporation) によ る風力発電事業会 社 4 社の買収</p>	<p>中国籍の個人 2 名が所有していたデラウェア州のロールズ・コーポレーション (Ralls Corporation) が 2012 年 3 月、オレゴン州内の米海軍によって管理されていた飛行制限空域とその周辺に所在していた 4 つの風力発電事業を買収した⁷⁶。ロールズ社が 2012 年 6 月 28 日に CFIUS に取引の届け出を行ったところ、7 月 25 日に CFIUS は、ロールズ社に対して、プロジェクト現場の建設および事業の停止、現場からの備蓄・保管資材の撤去、さらに現場への出入り禁止を命じる暫定命令を出した⁷⁷。オバマ大統領は 2012 年 9 月 28 日、大統領令を発令したが、同大統領令は、ロールズ</p>

⁷² George H.W. Bush, Order on the China National Aero-Technology Import and Export Corporation Divestiture of MAMCO Manufacturing, Incorporated, <https://www.presidency.ucsb.edu/documents/order-the-china-national-aero-technology-import-and-export-corporation-divestiture-mamco>.

⁷³ Art Pine & James Gerstenzang, *China Must Sell U.S. Aircraft Parts Maker, Bush Says*, L.A. Times (Feb. 3, 1990), http://articles.latimes.com/1990-02-03/business/fi-1149_1_u-s-national-security.

⁷⁴ Harriet King, *China Ends Silence on Deal U.S. Rescinded*, N.Y. Times (Feb. 20, 1990), <https://www.nytimes.com/1990/02/20/business/china-ends-silence-on-deal-us-rescinded.html>.

⁷⁵ 同上。

⁷⁶ *Ralls Corp. v. CFIUS*, No. 13-5315, slip op. at 7-8 (D.C. Cir. July 15, 2014), [https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/\\$file/13-5315-1502552.pdf](https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/$file/13-5315-1502552.pdf).

⁷⁷ 同上。9。

	<p>社ならびにその中国人所有者およびその関係者が米国の国家安全保障を損なう行動をとる恐れがある「確かな証拠 (credible evidence)」が存在すると述べた⁷⁸。この証拠に基づき、大統領はロールズ社に対して、当該風力発電会社を通じて有する一切の権益 (資産、技術、知的財産権、人員、契約、および事業を含む) を処分することを命じた⁷⁹。</p> <p>一方、ロールズ社は、大統領令発令の2週間前にCFIUS および当時の財務長官のティモシー・ガイトナー氏を訴え、CFIUS の暫定軽減命令を無効とすることを求めた⁸⁰。これは、CFIUS の歴史における唯一の訴訟となった。コロンビア特別区最高裁判所が2014年7月、大統領の命令は適正な手続きを経ずにロールズ社の財産権を奪ったと判断した後⁸¹、2015年11月に非公開の和解に至った。⁸²</p>
<p>Grand Chip Investment GmbH によるアイクストロン社 (Aixtron SE) の経営権の取得</p>	<p>オバマ大統領は2016年12月2日、親会社に中国のリミテッドパートナーシップである福建芯片投資基金 (Fujian Grand Chip Investment Fund LP) が含まれているドイツの有限責任会社である Grand Chip Investment GmbH が、ドイツ企業のアイクストロン社 (Aixtron SE) の米国事業の持分を取得することを阻止する旨の大統領令を発令した⁸³。財務省の発表では、「当該取引がもたらす国家安全保障に対する脅威は、とりわけ、半導体製造機器の製造者およびイノベーターであるアイクストロン社の軍需品に関する知識と経験の総合的技術体系に関連するもの」と説明されて</p>

⁷⁸ Exec. Order No. 24533, 77 Fed. Reg. 60281 (Oct. 3, 2012), <https://www.federalregister.gov/documents/2012/10/03/2012-24533/regarding-the-acquisition-of-four-us-wind-farm-project-companies-by-ralls-corporation>.

⁷⁹ 同上。

⁸⁰ *Ralls Corp. v. CFIUS*, No. 13-5315, slip op. at 11 (D.C. Cir. July 15, 2014), [https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/\\$file/13-5315-1502552.pdf](https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/$file/13-5315-1502552.pdf).

⁸¹ *Ralls Corp. v. CFIUS*, No. 13-5315, slip op. at 38 (D.C. Cir. July 15, 2014), [https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/\\$file/13-5315-1502552.pdf](https://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/B27E81AF31E360DA85257D16004E43E7/$file/13-5315-1502552.pdf).

⁸² Stephen Dockery, *Chinese Company Will Sell Wind Farm Assets in CFIUS Settlement*, Wall St. J. (Nov. 4, 2015), <https://blogs.wsj.com/riskandcompliance/2015/11/04/chinese-company-will-sell-wind-farm-assets-in-cfius-settlement/>.

⁸³ Exec. Order No. 29494, 81 Fed. Reg. 88607 (Dec. 7, 2016), <https://www.federalregister.gov/documents/2016/12/07/2016-29494/regarding-the-proposed-acquisition-of-a-controlling-interest-in-aixtron-se-by-grand-chip-investment>.

	<p>いた⁸⁴。発表では、アイクストロン社が、世界の半導体産業の機器（半導体材料の組み立てに使用される有機金属化学気相成長法を含む）を製造しており、Grand Chip Investment GmbH を究極的に所有しているのは中国の投資家であり、かかる中国の投資家の一部は中国政府に所有されていると述べた⁸⁵。本件は、大統領が国外での買収を取引の完了前に正式に阻止した初めての事例である。</p>
<p>China Venture Capital Fund Corporation Limited によるラティス・セミコンダクター・コーポレーション (Lattice Semiconductor Corporation) の買収</p>	<p>トランプ大統領は 2017 年 9 月 13 日、China Venture Capital Fund Corporation Limited (以下「CVCF」という) が、オレゴン州に拠点を置く半導体の上場会社のラティス・セミコンダクター・コーポレーション (Lattice Semiconductor Corporation) を買収することを禁止する旨の大統領令を発令した⁸⁶。財務長官の発表によれば、当該取引が提起した国家安全保障に対する脅威は、「とりわけ、外国の買主への知的財産権の移転の可能性、中国政府が取引を支援したこと、米国政府にとっての半導体サプライチェーンの保全の重要性、および米国政府がラティス社製品を使用していたこと」に関連するものであったとのことである⁸⁷。CVCF は、Canyon Bridge Capital Partners (以下「CBCP」という) によって運営されていたプライベートエクイティ・ファンドのリミテッドパートナーであった。CBCP は米国を拠点としており、主に米国市民によって所有および運営されていた。財務省は、CVCF を複数の中国国営企業に所有されている産業投資およびベンチャーキャピタルを管理している中国企業と判断した⁸⁸。ホワイトハウスおよび財務省の発表のいずれも、CBCP の米国市民による所有状態について言及せず、また本件についての CBCP に対する懸念は述べていなかった。(最終的には FIRRMA の成立につながった) CFIUS</p>

⁸⁴ Covington & Burling LLP, *President Obama Blocks Chinese Acquisition of Aixtron SE* (Dec. 5, 2016), https://www.cov.com/-/media/files/corporate/publications/2016/12/president_obama_blocks_chinese_acquisition_of_aixtron_se.pdf.

⁸⁵ 同上。

⁸⁶ Exec. Order No. 20005, 82 Fed. Reg. 43665 (Sept. 18, 2017), <https://www.federalregister.gov/documents/2017/09/18/2017-20005/regarding-the-proposed-acquisition-of-lattice-semiconductor-corporation-by-china-venture-capital>.

⁸⁷ U.S. Department of the Treasury, *Statement on the President's Decision Regarding Lattice Semiconductor Corporation* (Sept. 13, 2017), <https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/sm0157.aspx>.

⁸⁸ 同上。

	<p>改革法案がちょうど検討され始めた時期と同時期に本取引が阻止されたことは注目に値する。</p>
<p>ブロードコムによるクアルコムの買収</p>	<p>トランプ大統領は 2018 年 3 月、シンガポールに本社を置くブロードコム (Broadcom Limited) が、デラウェア州法人のクアルコム (Qualcomm Incorporated) を買収するのを阻止した。なお、この買収が成立していた場合、テクノロジー企業の取引としては史上最大規模のものになっていた⁸⁹。</p> <p>報道によれば、ブロードコムは 2017 年 11 月、クアルコムに対して 1,300 億ドルの未承諾の買収提案を行い、2017 年 12 月にはクアルコムの取締役として 11 名を指名することにより敵対的買収に移行した⁹⁰。潜在的な CFIUS の懸念に対応するために、ブロードコムは本社を米国に移すことを約束しており⁹¹、公開の場で「米国を 5G のグローバルリーダーにする」とまでコミットしていた⁹²。</p> <p>ブロードコムの買収提案 (当時 1,170 億ドルの提案であった) の決議を行う予定であったクアルコムの年次総会の 2 日前の 2018 年 3 月 4 日、CFIUS はクアルコムに対して、取引を審査するために年次総会を 30 日間遅らせるよう命じた⁹³。報道によれば、両社への財務省の書簡には、「この敵対的買収の結果生じる市場の空白を埋めるために、中国は激しく競争するだろう」と記載されて</p>

⁸⁹ Exec. Order No. 05479, 83 Fed. Reg. 11631 (Mar. 15, 2018), <https://www.federalregister.gov/documents/2018/03/15/2018-05479/regarding-the-proposed-takeover-of-qualcomm-incorporated-by-broadcom-limited>.

⁹⁰ Shrvanath Vijayakumar, Shashwat Awasthi & Munsif Vengattil, *Timeline: Broadcom-Qualcomm Saga Comes to an Abrupt End*, Reuters (Mar. 14, 2018), <https://www.reuters.com/article/us-qualcomm-m-a-broadcom-timeline/timeline-broadcom-qualcomm-saga-comes-to-an-abrupt-end-idUSKCN1GQ22N>.

⁹¹ Michael J. de la Merced & Chad Bray, *Broadcom Drops Bid for Qualcomm After Trump's Intervention*, N.Y. Times (Mar. 14, 2018), <https://www.nytimes.com/2018/03/14/business/dealbook/broadcom-qualcomm-trump.html>; Vijayakumar, 同上。

⁹² PRNewswire, *Broadcom Pledges to Make the U.S. the Global Leader in 5G* (Mar. 7, 2018), <https://www.prnewswire.com/news-releases/broadcom-pledges-to-make-the-us-the-global-leader-in-5g-300609765.html>.

⁹³ Alan Rappoport, Cecilia Kang & Chad Bray, *Trump Administration Stalls Largest Tech Merger in New Sign of Protectionism*, N.Y. Times (Mar. 5, 2018), <https://www.nytimes.com/2018/03/05/business/dealbook/broadcom-qualcomm-cfius.html?dlbk=&module=inline>.

	<p>いた⁹⁴。同書簡は、「クアルコムのように広く知られており信頼できる企業が、米国の通信インフラ分野において主要な役割を担うことは、かかるインフラが国家安全保障に関係するため、かかるインフラの保全に大きな信頼をもたらす」とも述べた⁹⁵。その後、トランプ大統領は3月12日、国家安全保障に対する脅威の「確かな証拠 (credible evidence)」に言及しつつ、買収を禁止した⁹⁶。</p>
--	---

⁹⁴ Cecilia Kang & Alan Rappoport, *Trump Blocks Broadcom's Bid for Qualcomm*, N.Y. Times (Mar. 12, 2018), <https://www.nytimes.com/2018/03/12/technology/trump-broadcom-qualcomm-merger.html>

⁹⁵ David Faber & Liz Moyer, *Treasury Cites National Security and Competition for 5G as Risks in Qualcomm-Broadcom Tie-Up*, CNBC (Mar. 6, 2018), <https://www.cnbc.com/2018/03/06/treasury-cites-national-security-and-competition-for-5g-as-risks-in-qualcomm-broadcom-tieup.html>.

⁹⁶ Exec. Order No. 05479, 83 Fed. Reg. 11631 (Mar. 15, 2018), <https://www.federalregister.gov/documents/2018/03/15/2018-05479/regarding-the-proposed-takeover-of-qualcomm-incorporated-by-broadcom-limited>.

別紙 2：パイロットプログラム対象の重要技術産業の NAIC コード一覧

NAICS コードの詳細については、<https://www.census.gov/eos/www/naics/>を参照。

- 336411 航空機製造
- 336412 航空機エンジンおよびエンジン部品製造
- 331313 アルミナ精製および一次アルミニウム製造
- 332991 ボールベアリング、ローラーベアリング製造
- 334112 コンピュータ記憶装置製造
- 334111 コンピュータ製造
- 336414 誘導ミサイル、ロケット製造
- 336415 誘導ミサイルおよびロケット推進ユニット、推進ユニット部品製造
- 336992 装甲車、タンク、タンク部品製造
- 221113 原子力発電
- 333314 光学機器、光学レンズ製造
- 325180 その他の基礎的無機化学製品製造
- 336419 その他の誘導ミサイルおよびロケット部品、補助装置製造
- 325110 石油化学製品製造
- 332117 粉末冶金部品製造
- 335311 配電特殊変圧器製造
- 335912 一次電池製造
- 334220 ラジオ、テレビ放送、無線通信機器製造
- 541713 ナノテクノロジーの研究開発
- 541714 ナノテクノロジー以外のバイオテクノロジーの研究開発
- 331314 アルミニウム第二次製錬および合金製造
- 334511 探査、検知、航行、案内、航空、航海システムおよび装置製造
- 334413 半導体および関連装置製造
- 333242 半導体機械製造
- 335911 蓄電池製造
- 334210 電話機器製造

333611 タービンおよびタービン発動機製造

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20190011>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク事務所
E-mail：rept@jetro.go.jp

海外調査部 米州課
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp